

新型コロナウイルス感染症に係る全国統一保証制度・和歌山県制度一覧 <令和4年1月1日時点>

	【全国統一保証制度】		【和歌山県制度】		
	①伴走支援型特別保証 R3.4.1新設	②経営安定関連保証	③経営支援資金（伴走支援枠） R3.4.1新設	④経営支援資金（セーフティ枠）	⑤資金繰り安定資金（セーフティ枠）
保証対象者	金融機関との対話を通じて経営行動計画を作成し、次の(1)もしくは(2)の認定を受けた中小企業者 (1)セーフティネット保証4号（以下、4号） (2)セーフティネット保証5号（以下、5号）	次の(1)もしくは(2)の認定を受けた中小企業者 (1)セーフティネット保証4号（以下、4号） (2)セーフティネット保証5号（以下、5号）	金融機関との対話を通じて経営行動計画を作成し、次の(1)もしくは(2)の認定を受けた中小企業者 (1)セーフティネット保証4号（以下、4号） (2)セーフティネット保証5号（以下、5号）	次の(1)もしくは(2)の認定を受けた中小企業者 (1)セーフティネット保証4号（以下、4号） (2)セーフティネット保証5号（以下、5号）	
資金使途	経営の安定に必要な資金 運転・設備・返済		経営の安定に必要な資金 運転・設備		
保証限度額	4,000万円	2億8,000万円	4,000万円	8,000万円	8,000万円
合算限度額	本表に記載する①～⑤の保証制度と東日本大震災復興緊急保証との合算で5億6,000万円 ※①伴走支援型特別保証と③経営支援資金（伴走支援枠）は合算で4,000万円				
保証料率	国の保証料補助によりお客様負担は0.20% 補助前：0.85%（経営者保証免除対応を適用する場合1.05%） 尚、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外	(4号) 0.90% (5号) 0.80%	国の保証料補助によりお客様負担は0.20% 補助前：0.85%（経営者保証免除対応を適用する場合1.05%） 尚、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外	(4号) 0.60% (5号) 0.50%	
保証期間	10年以内 (据置5年以内)	(4号・5号) 10年以内（据置1年以内）	10年以内 (据置5年以内)	(4号・5号) 10年以内（据置1年以内）	
担保	必要に応じて徴求				
連帯保証人	原則、法人代表者のみ ※①伴走支援型特別保証、③経営支援資金（伴走支援枠）は経営者保証免除対応有り				
利率	金融機関所定利率		1.20%以内	(4号) 1.20%以内 (5号) 1.40%以内	(4号) 1.60%以内 (5号) 1.80%以内 ※返済資金に県制度以外の保証付融資の残高を含む場合 (4号) 1.90%以内 (5号) 2.10%以内
認定要件	(4号) 最近1か月の売上高等が前年同月と比べ△20%以上、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期と比べ見込みで△20%以上 (5号) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で△5%以上 ※①伴走支援型特別保証または③経営支援資金（伴走支援枠）を利用する場合、売上高等が前年同期比で△15%以上 ※各認定の指定期間については「中小企業庁ホームページ」よりご確認ください (当協会ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する当協会の対応について」内にリンクを掲載しています)				
認定権者	市区町村長				
取扱期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日保証協会申込受付分	(4号・5号) 認定書有効期間内の保証協会申込受付分	令和3年4月1日～令和4年3月31日保証協会申込受付分	(4号・5号) 認定書有効期間内の保証申込受付分	